産業廃棄物再生利用業の個別指定の運用に係る要領

平成19年4月1日制定 平成27年4月1日一部改正

1 基本方針

本市では、千葉県が公共事業から発生した建設汚泥を再生土として、他の公共事業で利用することになったことから、本市内の公共事業から発生する建設汚泥の有効利用を進めるため個別指定制度等の運用を定め、これを活用することにより建設汚泥処理物の再生利用を推進するものとする。

2 廃棄物処理法施行細則について

産業廃棄物再生利用業の個別指定の申請等については、廃棄物の処理及び 清掃に関する法律施行細則(船橋市規則)第40条から第46条に明記され ているが、公共事業から発生する建設汚泥処理物の積極的利用を進める上か ら不都合な部分は本要領を優先し進めるものとする。

3 適用範囲

当分の間、管理体制が明確な千葉県及び本市が発注する公共工事から発生する建設汚泥を公共事業において再生利用する場合に限り適用する。

4 個別指定制度の運用

平成 18 年 7 月 4 日付環産廃発第 060704001 号「建設汚泥の再生利用制度に運用における考え方について」環境省産業廃棄物課長通知に準拠し、次のとおりとする。

(1) 指定の範囲

建設汚泥の発生から建設汚泥処理物が再生利用されるまでの一連の範囲とする。

このため、指定の申請は、建設汚泥の発生側工事において建設汚泥が排出される前に行なうものとする。

(2) 指定の対象者

利用工事の発注者を指定の対象とする。

発生工事が複数の場合も利用工事が同一な場合は、一括して指定する。 また、1つの発注工事の汚泥を複数箇所で利用する場合は、利用する 工事ごとに指定を申請するものとする

(3) 個別指定の条件

ア 建設汚泥の処理の実施者

建設汚泥を再生利用に適した性状にするための処理は、地方自治体が発注工事として建設工の請負業者が行なうものであること。

産業廃棄物の処理業の許可を得た処理業者の施設において処理する場合にあっては、個別指定外の複数の排出事業者からの汚泥が混入するおそれがあることから、指定外の汚泥との区別が明確にできることが証明される場合を除き、指定の対象としない。

イ 搬出・利用計画

搬出工事、利用工事は、地方自治体のものであり、工事間で利用調整が 図られ再生利用されることが確実であること。排出側と利用側の発注者間 で再生利用の実施に関する確認書等が取り交わされていること。

注) 利用工事の現場に搬入後、余剰が生じ廃棄することがないよう、利用工事において確実に再生利用される量について申請を行なうこと。

ウ 建設汚泥処理物の利用用途及び品質

再生利用に当たっては、当該建設汚泥処理物が「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成 18 年 6 月 12 日付国官技第 50 号、国官総第 137 号国営計第 41 号、国土交通省通知)に定める利用用途に応じた品質区分基準に適合していること。

また、国土交通省に定める生活環境保全上の基準(土壌環境基準及び土壌 汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準)を満たしていることを確認 すること。

なお、再生利用場所は利用の必要性がありかつ利用後の用途が確定して おり、公共用地として管理されるなど、事後に掘り起こされるおそれがな い場所とする。

エ 建設汚泥の処理工程

計画処理量に見合った処理能力を有する施設を有していること。

建設汚泥処理物の品質を確保するための処理技術が採用され、処理工程の管理が行なわれるものであること。

固化剤等を添加する場合は、あらかじめ添加量や処理後の品質について 試験等で実証されていること。

注) 再生利用施設が廃棄物処理法の廃棄物処理施設に該当する場合は、法 に基づく設置許可を得ていることが必要になる。

施設が汚泥の脱水施設又は乾燥施設で能力が10㎡/日を超えるもの、 天日乾燥施設で処理能力が100㎡/日を超えるものである。

才 運搬管理体制

建設汚泥及び建設汚泥処理物の運搬を行う場合は、廃棄物処理法に基づく収集運搬基準に従うとともに、搬出入伝票・帳簿等により運搬管理が行

なわれるものであること。

なお、再生活用されるまでの間は、廃棄物として管理票(マニフェスト) による管理が必要であること。

カ 再生利用工事の施工計画

指定の申請には具体的な施工計画を提出すること。

その際、生活環境保全上の支障が生じないよう、環境保全上の対策も併せて明示すること。

ただし、利用工事が決定していれば、指定申請時に利用工事の発注に至っていない場合は、詳細な施工計画が定まっていない場合についても申請及び指定は可能とするが、施行計画の詳細が決定次第、市長あてに改めて施工計画を提出するものとする。

キ 建設汚泥処理物の保管

排出側工事と利用側工事の時期の不一致、1日当たりの排出量と利用量の差により、建設汚泥処理物をやむを得ず保管する場合は、飛散・流出等による生活環境保全上の支障が生じないよう必要な対策を施し、保管施設については廃棄物処理法に基づく保管規準を遵守すること。

なお、仮置きの期間は、原則として1年以内とする。

注)再生利用業の指定は一連の工程を指定するものであり、保管施設は再生利用業に係る付帯設備と見なせることから、発生現場又は利用現場に設置される保管施設に関しては、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第12条第3項の積替え保管場の許可は不要として取扱うものとする。(処理業者の設置する保管場は許可の対象とされていない。)

(4) 個別指定申請等の手続き

個別指定を申請しようとする場合は、あらかじめ市に事前計画書を提出するものとする。

提出された事前計画書において、不適当と認められる内容があるときは、申請者に対し必要に応じて補正又は計画の廃止の指示を行なうものとする。

公共工事の施工にあたっては、関係機関、周辺住民との調整が図られており、また、施工後何らかの影響が生じた場合は、発注者が責任を負うことが確実であることから、事前協議を行ったと同等と判断されるため、地方自治体が行う再生利用施設の設置については事前協議の対象から除外する。

なお、再生利用施設が廃棄物処理法に定める廃棄物処理施設に該当する場合は、指定申請に先立ち、廃棄物処理施設設置許可を取ること。

再生利用業の指定申請に当たっては、細則を一部変更し、別添様式を使用するものとする。添付書類は、公共工事に限定していることから、定款及び登記簿、印鑑証明等は不要とし、次の書類とする。

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 再生利用が確実であることを確認するための書類
- ③ 再生利用により得られるものの性状を明らかにする書類
- ④ 再生利用に供する施設の平面図、処理工程図
- ⑤ 建設汚泥の排出から再生利用に係るフロー図
- ⑥ 取引関係を記載した書類
- ⑦ 生活環境上の対策を記載した書類
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

建設汚泥再生利用業指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 申請書氏 名 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 40 条の規定により、産業廃棄物の再生 利用業の指定を受けたいので関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業所及び事業場の所在地		
事業開始年月日		
事業	 指定を受ける者	
の筆	色 (事務取扱者)	
囲	取扱う産業廃棄物の種類及び量	
再生利用の目的		
再生利用の場所		
再	取扱う産業廃棄物の再生活用方法	
方	再生活用の用に供する施設の種類	
生	数量及び能力	
活	再生活用の用に供する施設の方式	
用	構造及び設備の概要	
法	再生活用により得られるものの品質	
適切な運搬管理のための方法		
適切な施工管理のための方法		
再生活用により得られるものの保管方法		
	排出事業者(法人にあっては名称及び所在地)	
_	再生活用業者(法人にあっては名称及び所在	
	地)	
	再生輸送業者(法人にあっては名称及び所在	
	地)	

添付書類

- ① 事業計画の概要を記載した書類
- ② 再生利用が確実であることを確認するための書類
- ③ 再生利用により得られるものの性状を明らかにする書類
- ④ 再生利用に供する施設の平面図、処理工程図
- ⑤ 建設汚泥の排出から再生利用に係るフロー図
- ⑥ 取引関係を記載した書類
- ⑦ 生活環境上の対策を記載した書類

再 生 利 用 業 指 定 証

第 号

年 月 日

様

船橋市長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 40 条の規定により、下記のとおり再生利用業の指定を受けた者であることを証する。

記

- 1 事業の範囲
 - (1) 再生輸送及び再生活用の別
 - (2) 取扱う産業廃棄物の種類及び量 汚泥 (建設工事に係る汚泥に限る。)

m 3

- 2 再生利用等の場所及び方法
 - (1) 発生場所
 - (2) 再生利用場所
 - (3) 再生利用方法
- 3 取引関係

排出事業者 船橋市長 又は 千葉県知事

再生活用業者 船橋市長 又は 千葉県知事

4 指定の期限

年 月 日から 年 月 日

以上

- 5 指定の条件
 - (1) 再生利用に係る工事内容(施工計画、請負業者、生活環境上の対策内容) について、再生利用に係る工事着工前に報告すること。
 - (2) 再生利用に供する建設汚泥処理物は、申請書に記載した品質基準を満足したものに限り、やむを得ず処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い産業廃棄物として適正に処理すること。
 - (3) 事業終了後速やかに本書(再生利用業指定証)を添えて廃止届出を提出するとともに、再生利用に係る維持管理の状況等の実績を報告すること。